

(3) 自治紛争処理委員による調停に関する調 (平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

都道府県名	関係市町村名 又は機関名	事件の概要	申請又は 職権の別	調停に付した年月日	自治紛争処理委員 の活動状況		調停案の受諾の勧告及び公表関係				備考
					会議開催 回数(回)	会議開催延 べ日数(日)	勧告及び公 表の有無	勧告及び 公表の概要	受諾の有無	調停成立 年月日	
東京都	江東区 大田区	帰属が決まってい ない中央防波堤埋 立地(内側及び外 側)について、両 区の協議で境界を 確定できなかった ため、両区から調 停の申請がなされ た。	江東区及び大田区 からの申請	H29.7.18	9	9	有	現在、行政区域として確定している水際線を起点とする等距離線主義を採用し、両区から提出された主張や資料を総合考慮の上、最も衡平妥当な境界の確定案を検討した。具体的には、全面積の86.2%を江東区に、13.8%を大田区に帰属させることとした。	無		江東区は調停案を受諾したが、大田区が受諾しなかったため、調停不成立となった。
計		1件					有 1件 無 0件		有 0件 無 1件		